

【社会福祉法人定款細則 東社協モデル（案）】

作成：社会福祉法人 東京都社会福祉協議会（平成 29 年 2 月 3 日）

～凡例～

【法】：平成 29 年 4 月 1 日施行分を含めた改正社会福祉法

【一般】：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

【施行規則】：社会福祉法施行規則(平成 29 年 11 月 11 日)

【定款例】：「社会福祉法人の認可について」の一部改正について 別紙 2

【FAQ】：事務連絡「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ の改訂について

【定款変更 Q&A】：事務連絡「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて」

【留意事項】：事務連絡「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について

【※】東京都社会福祉協議会事務局作成による注記事項

定款細則（東社協モデル案）	根拠法令・事務連絡等および注記事項
<p style="text-align: center;">社会福祉法人〇〇会 定款細則</p> <p>第 1 章 総 則</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 社会福祉法人〇〇会（以下「本会」という。）定款細則（以下「細則」という。）は、本会定款（以下「定款」という。）第 40 条の規定により本会の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。</p> <p>第 2 章 評議員選任・解任委員会</p> <p>（評議員選任・解任委員会運営規則）</p> <p>第 2 条 定款第 6 条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営規則において定める。</p> <p>第 3 章 評議員会</p> <p>（理事及び監事の出席）</p> <p>第 3 条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない</p> <p>2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。</p>	<p>【定款例】第 40 条（施行細則） この定款の施行についての細則は、理事会において定める。</p> <p>【定款例】第 6 条（評議員の選任及び解任） この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。</p> <p>【※】ここでいう定款とは【定款例】のことをいいます。</p> <p>【※】定款例の第 6 条 3 項に規定される「評議員選任・解任委員会の運営についての細則」については、「細則」ではなく「規則」としてしています。</p> <p>【法】第 45 条の 10 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。</p>

(評議員会の開催)

第4条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。

2 その他必要がある場合に開催する評議員会のうち、事業計画及び収支予算の審議のために開催する評議員会は、毎事業年度開始前に開催しなければならない。

(招集の手続)

第5条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の議案の概要

2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする召集の通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲げる事項を定めなければならない。

【※】定款例では「(開催)第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。」としていますので、本条では、定時評議員会以外に開催される評議員会を第1項で「その他必要がある場合に開催する評議員会」としています。

【※】第2項にある「その他必要がある場合」の評議員会として、定款例(事業計画及び収支予算)第31条「この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、例1:理事会の承認、例2:理事会の決議を経て、評議員会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。」を根拠に、「事業計画及び収支予算の審議のために開催する評議員会」と規定しています。ただし、定款例第11条2項で例1の「理事会の承認」のみを規定した法人は不要となります。

【留意事項】P7(6) 評議員会の運営 イ 評議員会の決議の中で「出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められる。」としています。その場合、本細則では「評議員会は、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法によっても、開催することができる。」と規定することが一つの方法として考えられます。

【一般(【法】第45条の9第10項準用)】(評議員会の招集の決定)第181条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 評議員会の日時及び場所
 - 二 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
 - 三 前2号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法第45条の9第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

【法】第45条の9 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

- 2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。
- 3 評議員会は、第五項の規定により招集する場合を除き、理事が招集する。
- 4 評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集

の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

5 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

一 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 前項の規定による請求があつた日から6週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

【施行規則】（招集の決定事項）第2条の12 法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める事項は、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）とする。

（招集の通知）

第6条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の1週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

【事務局より】第2項にあつた「なお、この場合は、前条第1項各号に掲げる事項を記載する。」は削除しました。

（招集手続の省略）

第7条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の

【一般（【法】第45条の9第10項準用）】（評議員会の招集の通知）第182条 評議員会を招集するには、理事（社会福祉法第45条の9第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあつては、当該評議員。次項において同じ。）は、評議員会の日の1週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

2 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前2項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

【※】第1項にある「招集事項」とは、第5条1項の「(1)評議員会の日時及び場所(2) 評議員会の目的である事項(3)評議員会の議案の概要」となります。

【一般（【法】第45条の9第10項準用）】（招集手続の省略）第183条 前条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(議長)

第 8 条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のなかから互選により選出する。

(評議員提案権)

第 9 条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の 4 週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 前 2 項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一以上の賛成が得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、この限りではない。

【※】第 2 項にある「同意する旨の書面又は電磁的方法により受理し記録しなければならない」とすることについては、【法】では規定はされてはいません。しかし、招集手続きの省略に、評議員全員が同意したのか事後に確認が取れない場合は、【法】第 45 条の 12 で準用される【一般法】第 266 条 1 項にある評議員会決議の取り消し原因となる可能性がありますので、書面化し記録しておく必要があります。従って本会では、書面への記載とその記録について規定をしています。

【※】【定款変更 Q&A】の問 11 では評議員会において議長を置くことを可能としていますので、本細則案では議長を置くことの規定をしました。

【一般（【法】第 45 条の 8 第 4 項準用）】(評議員提案権) 第 184 条 評議員は、理事に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の 4 週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までにしなければならない。

【一般（【法】第 45 条の 8 第 4 項準用）】第 185 条 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の 10 分の 1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、この限りでない。

【一般（【法】第 45 条の 8 第 4 項準用）】第 186 条 評議員は、理事に対し、評議員会の日の 4 週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員会の目的である事項につき当該評議員が提出しようとする議案の要領を社会福祉法第 45 条の 9 第 10 項において準用する第 182 条第 1 項又は第 2 項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。

2 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の 10 分の 1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合には、適用しない。

【※】第 2 項にある「評議員の目的である事項につき議案を提出することができる」にある「議案」とは議題の範囲とされていますが、この具体的内容が【FAQ】問 24 で示されています。

【FAQ】問 24 「評議員会で役員を選任・解任の決議を行う場合、議題に記載されている者以外の者を選任又は解任することが可能か。例えば、「A を役員として選任する件」という議題につい

て、評議員が「Bを選任する」という議案を提案することは可能か。

(答)

1. 評議員は、評議員会の場において、議題の範囲内で議案を提案することができる(法第45条の8第4項で準用する一般法人法第185条)とされている。

2. 議題が「役員を選任(解任)する件」であれば、理事提案の「Aを選任(解任)する」という議案に対し、「Bを選任(解任)する」という提案を行うことは可能。

3. これに対し、議題が「Aを選任(解任)する件」であれば、「Bを選任(解任)する」という議案は、当該議題の範囲外であるため、このような提案を行うことはできない。

【※】第1項にある「提出しようとする議案の要領」とは、決議の内容を要約したものとなります。

【※】別表1の1は、法令および定款例を根拠に決議事項を一覧として作成しています。一覧では、決議事項とともに、根拠となる条文等を記載していますので、各法人では、別表を必要に応じて追加削除いただき、決議事項一覧を作成いただくようお願いいたします。

【※】【定款変更 Q&A】問11で示されているとおり、議長の議決権は、定款に規定することを可能としています。

【定款変更 Q&A】問11 評議員会及び理事会において議長を置くことや、議長となった者の議決権の行使について、定款に規定しても差し支えないか。(定款例第13条及び第26条関係)

(答) 1. 可能である。ただし、議長の議決権は可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意することが必要である。

【法】第38条では、社会福祉法人と評議員関係は、委任に関する規定に従うとしています。評議員は法人との委任契約を結ぶことにより、善良な管理者の注意義務をもって、その職務を遂行する者となりますので、議決権の行使は、「書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない」ものとなります。

【一般(【法】第45条の9第10項準用)】(評議員会の決議の省略)第194条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

【定款例】(決議)第13条4 第1項及び第2項の規定にかかわ

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第10条 定款第10条に定める評議員会の決議事項および決議要件の一覧は、別表1の1に記載のとおりとする。

2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第11条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

第 12 条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第 13 条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合
(次に掲げる場合を除く。)
 - (ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合
 - (イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- (2) 当該事項について説明をすることにより本会その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

らず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

【※】一般法 194 条第 1 項では評議員会の決議の省略について「理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合」と条件を設定しています。定款例では、その条件の規定がないため、細則において規定しています。

【※】第 12 条で規定している「法令並びに定款で定める」とする報告事項については、例えば、【定款例】(事業報告及び決算)第 32 条 2 にある「第 1 号の書類についてはその内容を報告し」とする第 1 号「事業報告書」の報告が挙げられます。

【定款】第 32 条 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

【法】第 45 条の 10 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

【施行規則】(理事等の説明義務)第 2 条の 14 法第 45 条の 10 に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合(次に掲げる場合を除く。)
- イ 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を社会福祉法人に対して通知した場合
- ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
- 二 評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより社会福祉法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- 三 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- 四 前 3 号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表 4 のとおり記載しなければならない。

2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名
- (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

4 議事録は、主たる事務所は評議員会の日から十年間、従たる事務所は評議員会の日から五年間、備え置かなければならない。

【法】第 45 条の 11 評議員会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

【施行規則】(評議員会の議事録) 第 2 条の 15

4 次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十四条第一項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた場合次に掲げる事項

イ 評議員会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした者の氏名

ハ 評議員会の決議があつたものとみなされた日

ニ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

二 法第四十五条の九第十項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条の規定により評議員会への報告があつたものとみなされた場合次に掲げる事項

イ 評議員会への報告があつたものとみなされた事項の内容

ロ 評議員会への報告があつたものとみなされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

【法】第 45 条の 11

2 社会福祉法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 社会福祉法人は、評議員会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第 2 号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

【※】本細則では、【法】第 45 条の 11 第 3 項「ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、従たる事務所における次項第 2 号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として厚生労働省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。」に基づき、議事録を作成していない場合の備え置き場所および期間について規定しています。

第4章 理事会

(理事会の開催)

第15条 理事会は、毎会計年度に〇月、〇月、〇月、〇月及び〇月の年〇回開催する。

2 その他、理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

【※】理事会の開催について、【法】(理事の職務及び権限等)第45条16で規定されている理事長および業務を執行する理事による「三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。」とすることを根拠に、理事会開催の具体例を挙げると、「理事会は、毎会計事業年度毎に6月、8月、10月、12月及び2月の年5回開催する。」と規定することが考えられます。

【法】(理事の職務及び権限等)第45条16の3前項各号に掲げる理事は、三月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

【※】【法】第45条の16第3項の後段には、「定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合はこの限りではない」との規定があります。この規定に基づいて、定款を定めた場合には、第15条1項に規定される理事会開催回数についても変更の可能性もあると考えられます。この場合については各法人で検討され、開催月および開催回数を検討する必要があります。

【法】第45条の14 理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

【定款例】(招集)第25条 理事会は、理事長が招集する。2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

【法】第45条14第2項 2前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事(以下この項において「招集権者」という。)以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。3前項の規定による請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

【一般法(【法】第45条の18第3項準用)】(理事会への出席義務等)第101条2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事(社会福祉法第45条の14第1項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書の規定により定められた理事)に対し、理事会の招集を請求することができる。3前項の規定による請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

【※】【一般法】第101条第2項にある「前条に規定する場合」とは、【一般法】「(理事への報告義務)第100条「監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認め

<p>(招集者)</p> <p>第 16 条 定款 25 条第 1 項のとおり理事会は理事長が招集する。ただし次の事項の場合は除く。</p> <p>(1)定款 25 条第 2 項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があり理事が招集する場合。</p> <p>(2)前条第 2 項第 3 号および同条第 2 項第 4 号により理事が招集する場合。</p> <p>(3)前条第 2 項第 5 号により監事が招集する場合。</p> <p>2 定款第 25 条第 2 項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>3 前条第 2 項第 3 号及び同条第 2 項第 4 号による場合は、理事が、前条第 2 項第 5 号による場合は、監事が招集する。</p> <p>4 理事長は、前条第 2 項第 3 号又は同条第 2 項第 5 号前段に該当する場合は、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。</p> <p>(招集の手続き)</p> <p>第 17 条 理事会を招集する場合は、理事会の日の 1 週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第 15 条第 2 項第 1 号による開催の場合は、第 2 号の事項を省略することができる。</p> <p>(1)理事会の日時・場所</p> <p>(2)理事会の目的である事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる。</p> <p>(議長)</p> <p>第 18 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。</p> <p>2 理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当る。</p>	<p>るとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）に報告しなければならない。」のことをいいます。</p> <p>【※】第 16 条は、第 15 条第 2 項で規定した理事会開催の場合の「招集者」を規定しています。条文の根拠は第 15 条第 2 項に記載した通りとなります。</p> <p>【※】ここでいう「定款」とは【定款例】のことをいいます。</p> <p>【一般（【法】第 45 条の 14 第 9 項準用）】(招集手続) 第 94 条 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>【留意事項】の P18(イ)では、「通知の方法については、評議員会の招集の場合と異なり、限定はなく、書面でも口頭でもその他の方法でも差し支えない。また、議題を通知することも必須ではない。」としています。</p> <p>【※】【定款変更 Q&A】の問 11 では理事会において議長を置くことを可能としています。</p>
--	---

(理事会の決議事項)

第 19 条 定款第 24 条に定める理事会の決議事項の一覧は、別表 1 の 2 に記載のとおりとする。

(理事による利益相反取引等の制限)

第 20 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
- (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であるあることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第 21 条 理事が前条第 1 項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

【※】ここでいう「定款」とは【定款例】のことをいいます。

【※】別表 1 の 1 は、法令および定款例を根拠に決議事項を一覧として作成しています。一覧では、決議事項とともに、根拠となる条文等を記載していますが、各法人では、別表を必要に応じて追加削除いただき、決議事項一覧を作成いただく必要があります。

【一般（【法】第 45 条の 16 第 4 項準用）】（競業及び利益相反取引の制限）

第 84 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために社会福祉法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二 理事が自己又は第三者のために社会福祉法人と取引をしようとするとき。
- 三 社会福祉法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において社会福祉法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第 108 条の規定は、前項の承認を受けた同項第 2 号の取引については、適用しない。

【※】【FAQ】問 39-5 では、利益相反取引について「3 また、現行制度においては、法第 39 条の 4 により、利益相反行為については理事が代理権を有しないこととされ、定款準則第 10 条第 2 項により、利益相反行為及び双方代理となる事項についての理事長の職務代理が示されているが、改正後においては、現行法第 39 条の 4 の規定は廃止されるとともに、改正法第 45 条の 16 第 4 項により一般法人法第 84 条が準用されることとなる。そのため、改正後においては、利益相反取引（自己契約及び双方代理を含む）については、理事会における承認及び報告により可能とされている。」としていますので、ここでは、理事による利益相反取引の制限とその取引を場合の承認方法を規定しています。

【一般（【法】第 45 条の 16 第 4 項準用）】第 92 条【第 1 項は準用せず】2 社会福祉法人においては、第 84 条第 1 項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第 22 条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第 23 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

【法】(理事会の運営) 第 45 条の 14

4 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上※過半数は最低基準)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)をもって行う。

5 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない

【定款変更 Q&A】問 11 評議員会及び理事会において議長を置くことや、議長となった者の議決権の行使について、定款に規定しても差し支えないか。(定款例第 13 条及び第 26 条関係)

(答) 1. 可能である。ただし、議長の議決権は可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使用することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意することが必要である。

【法】第 38 条では、社会福祉法人と評議員関係は、委任に関する規定に従うとしています。評議員は法人との委任契約を結ぶことにより、善良な管理者の注意義務をもって、その職務を遂行する者となりますので、議決権の行使は、「書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない」ものとなります。

【一般(【法】第 45 条の 14 第 9 項準用)】(理事会の決議の省略)

第 96 条 社会福祉法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

【定款例】(決議) 第 26 条 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

【※】一般法 96 条では理事会の決議の省略について「理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合」と条件を設定しています。しかし、定款例では、この条文が規定されていないため、細則において規定しています。

(報告の省略)

第 24 条 理事、監事（又は会計監査人）が理事、監事（又は会計監査人）の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長及び業務執行理事による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第 25 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(議事録)

第 26 条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、別表 5 のとおり事項を記載しなければならない。

2 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) (1)の事項を提案した理事の氏名
- (3) 決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

3 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 報告を要しないものとされた事項の内容
- (2) 報告を要しないものとされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

4 議事録は、理事会の日から主たる事務所で 10 年間保存するものとする。

【一般（【法】第 45 条の 14 第 9 項準用）】（理事会への報告の省略）第 98 条理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、社会福祉法第 45 条の 16 第 3 項の規定による報告については、適用しない。

【一般（【法】第 45 条の 18 第 3 項準用）】（理事会への出席義務等）第 101 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

【FAQ】問 44-3 監事の理事会への出席が義務となったが、監事が欠席した場合に理事会は成立するのか。（答）1. 監事は理事の職務の執行を監査する立場にあり、理事会への出席が義務付けられているが、適正な招集通知を行った結果、監事が欠席したとしても、理事会の成立要件を満たしていれば、当該理事会は有効なものとなる。2. なお、正当な理由がなく監事が理事会を欠席し、そのことにより理事への監督や監査が不十分となり、法人やその関係者が損害を受けた場合には、監事は職務上の義務違反として損害賠償責任を負うこともある。

【法】第 45 条の 14 第 6 項 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した理事長とする旨の定めがある場合にあつては、当該理事長）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

【施行規則】（理事会の議事録）第 2 条の 17 法第 45 条の 14 第 6 項の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

4 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第 45 条の 14 第 9 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の規定により理事会の決議があつた

ものとみなされた場合次に掲げる事項

イ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした理事の氏名

ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日

ニ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

二 法第 45 条の 14 第 9 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 98 条第 1 項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合次に掲げる事項

イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

ロ 理事会への報告を要しないものとされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

<p>第 5 章 理事長等の執行権限</p> <p>(理事長等の専決事項等)</p> <p>第 27 条 定款第 24 条の定める理事長の専決事項及び定款第 17 条第 2 項に定める業務執行理事が執行する業務は、別表 2 及び別表 3 に記載のとおりとする。</p>	<p>【法】(議事録等) 第 45 条の 15 社会福祉法人は、理事会の日(前条第九項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。)から 10 年間、前条第 6 項の議事録又は同条第 9 項において準用する同法第 96 条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録(以下この条において「議事録等」という。)をその主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>【※】ここでいう「定款」とは【定款例】のことをいいます。</p> <p>【※】【定款例】第 24 条では「理事長は次の業務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会で報告する。」としています。理事長が専決する日常の業務を別表 2 および別表 3 で規定しています。また、定められた業務については、【法】第 45 条の 16 第 2 項に基づき、理事会に報告しなければなりません。</p> <p>【※】別表 2 及び 3 は、【定款例】第 24 条の備考で細則を規定することを求めている事項の具体的内容を例示として列挙しているものです。各法人では、具体的業務内容と、その業務についての専決者について検討をいただき、別表作成をいただくこととなります。</p> <p>【定款例】第 24 条備考(一部抜粋)</p> <p>(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。</p> <p>(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。</p> <p>(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。</p> <p>(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。</p>
--	---

<p>第6章 監事</p> <p>(監事の選任議案)</p> <p>第28条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。</p> <p>2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。</p> <p>(調査及び差止め請求)</p> <p>第29条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。</p> <p>2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</p> <p>(理事会への報告)</p> <p>第30条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。</p>	<p>【一般（【法】第43条の3項準用）】（監事の選任に関する監事の同意等）</p> <p>第72条 理事は、監事がある場合において、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあつては、その過半数）の同意を得なければならない。</p> <p>2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。</p> <p>【一般（【法】第45条の18第3項準用）】（評議員会に対する報告義務）</p> <p>第102条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他厚生労働省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。</p> <p>【施行規則】第2条の20 法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第102条に規定する厚生労働省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。</p> <p>【一般（【法】第45条の18第3項準用）】（監事による理事の行為の差止め）</p> <p>第103条 監事は、理事が社会福祉法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該社会福祉法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</p> <p>2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。</p> <p>【一般（【法】第45条の18第3項準用）】（理事への報告義務）</p> <p>第100条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。</p>
--	--

第7章 その他

(秘密の保持)

第31条 本会の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員、〈会計監査人〉（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第32条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

※この細則案はモデルとして作成したものです。各法人の実態にあわせて作成してください。